

令和4年度
第3回入間市国民保護協議会
【書面会議】

1 協議事項

入間市国民保護計画の変更について

議題

2 その他

令和5年度入間市国民保護協議会につきましては、改めてご案内させていただきます。

資料なし

入間市国民保護計画の変更について

第2回国民保護協議会でお示した計画素案にて、パブリックコメント及び委員の皆様から意見を頂戴し、計画素案の修正を行いました。修正した計画案で2月に埼玉県と正式協議を行った結果、異議はありませんでした。

1. パブリックコメントのご意見

令和4年12月21日（水）から令和5年1月19日（木）までの期間実施した、パブリックコメントにおいて、7人から10件のご意見等が寄せられました。内容を精査した結果、計画内容の修正はありませんでした。

いただいた意見については、貴重なご意見として事務や施策の今後の参考とさせていただき、ご意見に対する市の考え方をまとめ、計画公表と併せて市公式HP等で公表する予定です。

No.	箇所	意見等の概要
1	P19 3（2）弾道ミサイル攻撃からの避難 ①着弾前	弾道ミサイル攻撃があった場合、住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設等に避難させると記載しているが、入間市には地下施設がある公共の施設はいくつあるか。具体的な施設名が知りたい。また、地下施設がある民間の雑居ビルを緊急一時避難施設に指定した方がよいと思うが、どう考えるか。
2	P19 3（2）弾道ミサイル攻撃からの避難 ①着弾前	日本では核シェルターの設置が非常に遅れている。入間基地に隣接している市として、新しく公共施設を建設する際には、核シェルター機能を持たせ、既存の公共施設の地下に、その機能を設置することが必要。入間市が市民の安全を第一に考え対策を進めれば、入間市に住みたい人が増えて市の発展にも繋がると思うが、どう考えるか。
3	P53 第3節 避難の指示等	自治会の役員をやっているが、武力攻撃事態が発生した場合、市長への避難指示に従わずに、現在地に留まることを強硬に主張する人への対処方法を教えてほしい。
4	P56 1 避難誘導の実施	市長は、必要があると認める時には、出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、自衛官による住民の避難誘導を行うよう要請するとあるが、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第48条では、紛争時には住民と戦闘員とを厳密に区別することが基本原則となっている。このことから、自衛隊が住民の避難誘導を行うことは、戦時国際法違反である。違反しないというのであれば、その根拠を明らかにしてもらいたい。
5		前文として、戦争にならないような取組についての記載が必要ではないか。また、原水爆が落ちた時の対策について記載がない。
6		入間市は、航空自衛隊の入間基地があり、狙われやすい場所である。計画内容について、国のとおりでなく、地方自治の本旨に基づき、市で考えるべきである。
7		武力攻撃が起こることを想定した対策だけを強調する前に、平和的外交を行い、軍事基地を強化しないことを明記すべきである。

8	東京都が作成したヘルプマークについて、自然災害や事故時だけではなく、武力攻撃があった時においても、しっかりと活用されるように、HPに載せて満足するのではなく、市民の皆さんにも、何のマークか認識されるよう、日頃からの普及啓発活動をお願いしたい。
9	ミサイル発射が相次いでいるにもかかわらず、国民保護法に基づいた住民全員が参加する住民避難訓練を実施しない理由は何か。
10	入間市にも、日本人を拉致しようとする人物がいる可能性があるため、埼玉県警と緊密に連携し、通学路には防犯カメラを設置して、徹底的に監視したほうがよい。事件や事故が起こって命が奪われたり、拉致されたのでは遅すぎるので、早急に住民税や固定資産税を増税して予算を確保し、対応すべきである。

〈回答案〉

- No.1 市の公共施設の地下施設として、現状は、市役所本庁舎の地下駐車場、産業文化センターの地下駐車場のみです。民間の地下施設の避難先指定については、検討を進めていきたいと考えます。
- No.2 貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。
- No.3 現在地に留まることを主張する方を強制的に避難させることはできません。まずは自身の安全を第一に考え、自身の避難を優先してください。
- No.4 同文章は、国民保護法第63条に定められている内容であり、法律成立時に整理されているものと考えます。
- No.5、7
国民保護計画は、事案発生後の措置についての計画です。原水爆については、NBC攻撃として記載があります。
- No.6 国民保護は、法定受託事務であり、国の指示に基づいた住民避難等を行う必要があります。また、国民保護法において、県や他市町村の計画との整合性を図るよう定められています。
- No.8 ヘルプマークの周知を含め、避難時における要配慮者についての理解促進を推進していきます。
- No.9 近年市の国民保護訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しています。貴重なご意見として、訓練内容については今後検討していきます。
- No.10 貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。

2. 委員からのご意見

2件のご意見をいただきました。No.1について、計画内容の修正を行いました。

No.	箇所	意見等の概要
1	P5 第2節 (3) 自衛隊施設等	「本市の南西部側には、東京都福生市をはじめ、5市1町にまたがる米軍横田基地がある。」との記載があるが、米軍横田基地は、沖縄嘉手納基地と同様に重要な役割を持っている東洋最大の施設、指令部があると聞いている。また東京都福生市が本市に隣接ではなく、瑞穂町が隣接と修正すべきであり、たった2行の説明では不足である。入間基地同等の記載説明が必要である。
2		米軍が入間市民保護に関しどのように考えているか知りたい。ウクライナの状況を見ても、ミサイル防衛は盾と矛の関係である。無駄な予算を米国に支払うことはない。政府に意見を出す会議であっても良いのではないか。入間市発展には基地返還が必要である。

〈修正〉

No.1 5市1町の代表として、東京都福生市ではなく「本市に隣接する東京都瑞穂町をはじめ」と修正しました。また、横田基地についての説明を追記しました。

〈回答〉

No.2 市国民保護協議会は、事案が発生した際の市域に係る国民の保護のための措置について審議する会議です。承ったご意見については、県を通じて国にお伝えさせていただきます。